

(地 462) (健 I 228) (健 II 500)  
令和 4 年 1 月 20 日

都道府県医師会  
担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事  
釜 菴 敏  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その 6）

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記の事務連絡が厚生労働省医政局総務課より各都道府県等衛生主管部（局）宛へ発出されるとともに本会宛に周知方依頼が来しました。

職域単位でコロナワクチン接種を行う場合の医療法上の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その 4）」（令和 3 年 6 月 14 日付厚生労働省医政局総務課事務連絡。以下「令和 3 年 6 月事務連絡」という。（令和 3 年 6 月 17 日付(地 139)(健 I 71)(健 II 154)でご案内））においてお示ししているところです。

本事務連絡は、3 回目以降の職域単位でコロナワクチン接種を行う場合の医療法上の取り扱いを、下記のとおりお示しするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につき、ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 記

- 令和 3 年 6 月事務連絡においては、新たに診療所を一時的に開設する場合、職域単位でのコロナワクチン接種が終了し次第、診療所の廃止手続きをとることとされていますが、3 回目以降接種を予定している場合は、廃止届出は不要とされています。

- 既に診療所の廃止届出を行った職域接種診療所について、3回目以降の接種を行う場合は、診療所の開設許可申請を行います。その時期及び申請・届出事項は「令和3年6月事務連絡」のとおりとして差し支えないこととされています。併せて、開設者が同一である場合については、臨床研修修了登録証の提示は不要とされています。
- その他、職域接種診療所の運営に係る留意事項や、3回目以降の職域単位での接種を行う場合の医療法上の臨時的な取り扱いについては「令和3年6月事務連絡」のとおりとされています。